

長崎県漁業調整規則の一部改正の概要について

【改正概要】

1 遊漁者等の漁具、漁法の制限の明確化（第 45 条）

- 本県では水産資源や漁業者の生産活動への影響を考慮し、遊漁者が使用できる漁具や漁法を制限しているところであるが、近年、マリンレジャーが多様化し、「やす」などの刺突漁具を用いて魚類等を採捕するスピアフィッシングが広まりつつあり、遊漁者と漁業者の間でトラブルが発生している。
- 本県においては、従来からゴム等の発射装置を有する刺突漁具は「やす」ではなく「もり」として区分してきたが、これを広く示してこなかった。
- このため、漁業者と遊漁者のトラブル防止を図るため、遊漁者が使用可能な漁具として同条に規定する「やす」について、“発射装置を有するものを除く”ことを明記するもの。

2 許可番号の表示が必要な漁業の区分変更（第 31 条様式第 1 号）

- 「沖合ごち網漁業」と「ごち網漁業」において、許可番号の表示を区分するもの。

3 その他所要の改正

- 規則 4 条第 1 項第 11 号に規定する「すくい漁業」を「すくい網漁業」に改める。
- 規則第 31 条第 2 項の「ごち網漁業及び沖合ごち網漁業」を「ごち網漁業又は沖合ごち網漁業」に改める。